

Contents

1. 【金融】金融持株会社法(Financial Holding Companies Act)の概要
2. 【ファンド】リテール ESG ファンドに向けた ESG 開示・報告ガイドラインの策定

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のシンガポールプラクティス・グループでは、シンガポールの法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

## I. 【金融】金融持株会社法(Financial Holding Companies Act)の概要

### 1. はじめに

金融持株会社法(Financial Holding Companies Act、「FHCA」)<sup>1</sup>は、金融持株会社グループ(「FHC」又は「FHCグループ」)<sup>2</sup>に対する実効的な監督をサポートする目的のため、2022年6月30日に施行された。FHCAの下において、シンガポール金融管理局(Monetary Authority of Singapore、「MAS」)は、以下の場合にFHCをその規制対象下におくことができる。

- (i) FHCがシンガポールに本社を置く金融グループの最終持株会社である場合、又は、
- (ii) FHCがシンガポールに設立された中間FHC(すなわち、最終持株会社ではないFHC)であり、シンガポールに所在する銀行又は認可保険会社<sup>3</sup>を子会社として有し、当該子会社が(a)中間FHCの属するFHCグループにとって重要である、若しくは、(b)シンガポールの金融システムの安定若しくは公共の信頼に影響を与えると、MASが認める場合。

FHCAは、大要、グループ内における悪影響が生じるリスク、グループ内における資本の多重利用の防止、及び、グループが集中することによって生じるリスク(group concentration risk)にさらされることの制限を目的として

<sup>1</sup> <https://sso.agc.gov.sg/Act/FHCA2013/Uncommenced/20210622032829?DocDate=20140408>

<sup>2</sup> 「FHCグループ」及び「金融持株会社(financial holding company)」の定義については、FHCA第2条(1)を参照。

<sup>3</sup> 「銀行」及び「認可保険会社」の定義については、FHCA第2条(1)を参照。

いる<sup>4</sup>。上記(ii)の結果、シンガポールに中間持株会社を有する外国 FHC グループも FHCA の適用を受け得る。本稿では、FHCA の主な特徴について簡潔に説明する。

## 2. 指定 FHC が規制対象となること

FHCA により、MAS は、FHC を指定 FHC(Designated FHC)として分類することができる<sup>5</sup>。指定 FHC に分類された FHC は、MAS の規制監督下に置かれることになる。

## 3. 指定 FHC に対する規制

### (1) 指定 FHC の活動内容

指定 FHC は、(i)自らの子会社の持株会社<sup>6</sup>であること、(ii)FHCA に基づき事前の許可を受けた会社の株式を取得又は保有すること、(iii)指定 FHC のグループ内の事業体の事業を支援するために、一般的な経営、資本及び流動性のマネジメントを行うこと、及び、助言、財務、会計又は情報処理サービスを提供すること、並びに(iv)MAS が指定するその他の活動を除き、MAS の承認を得ずにいかなる活動にも従事することが認められない<sup>7</sup>。

### (2) 指定 FHC の定款の変更

指定 FHC は、定款の修正又は変更を行う前に、その修正又は変更の提案の詳細を MAS に提出するとともに、当該修正又は変更がなされた日から 3 カ月以内に関連書類と共に修正の詳細を MAS に提出しなければならない<sup>8</sup>。

### (3) 指定 FHC の持株比率又は支配の変更

#### (i) 指定 FHC に関する合併

指定 FHC は、所轄担当大臣(指定 FHC が銀行子会社を有する場合)又は MAS(指定 FHC が銀行子会社を有しない場合)の事前の書面による承認がない限り、他のエンティティとの合併、又は、他のエンティティによる事業の承継を行うことができない<sup>9</sup>。

#### (ii) 指定 FHC の実質的株主の管理

---

<sup>4</sup> [https://www.mas.gov.sg/annual-reports/annual20122013/robust01\\_03.html](https://www.mas.gov.sg/annual-reports/annual20122013/robust01_03.html)

<sup>5</sup> 「指定 FHC(designated financial holding company)」の定義や、MAS が FHC を指定する権限については、FHCA 第 4 条を参照。

<sup>6</sup> 「持株会社(holding company)」及び「子会社(subsidiary)」の定義については、FHCA の第 2 条(1)を参照。

<sup>7</sup> FHCA 第 8 条を参照。

<sup>8</sup> FHCA 第 10 条(1)及び(2)を参照。

<sup>9</sup> FHCA 第 12 条及び第 19 条を参照。

原則として、所轄担当大臣(指定 FHC が銀行子会社を有する場合)又は MAS(指定 FHC が銀行子会社を有しない場合)の事前承認がなければ、いかなる者も指定 FHC の実質的株主(substantial shareholder)になることはできない<sup>10</sup>。

#### (iii) 指定 FHC の株式保有及び議決権の管理

原則として、いかなる者も(i)所轄担当大臣の事前承認なしに、銀行子会社を有する指定 FHC の(x)12% 支配者(12% Controller)<sup>11</sup>、(y)20% 支配者(20% Controller)<sup>12</sup>、又は、(z)間接支配者(Indirect Controller)<sup>13</sup>になることはできず、また、(ii)MAS の事前承認なしに銀行子会社を有しない指定 FHC の(x)20% 支配者又は(y)間接支配者になることは許されない<sup>14</sup>。

#### (4) エクスポージャー及び投資制限

##### (i) エクスポージャー(exposure)

指定 FHC は、その FHC グループ内の会社又は指定 FHC の最終金融持株会社の傘下にある FHC グループ内の会社以外には、信用供与(credit facility)<sup>15</sup>を行うことができない<sup>16</sup>。

MAS は、指定 FHC のエクスポージャー(exposure)<sup>17</sup>を制限する目的で、特定の要件を課すことができ、これには、指定 FHC の実質的株主グループ、金融グループ、取締役グループ、第三者シングルカウンターパーティグループ(third party single counterparty group)、又は、MAS が定めるその他の個人やクラスに関する要件を含む<sup>18, 19</sup>。

##### (ii) 取締役の利害関係の開示

指定 FHC 又は指定 FHC の FHC グループ内の会社のエクスポージャー又は提案されたエクスポージャーについて、直接的又は間接的な利害関係を有する指定 FHC の各取締役は、その利害関係の性質を速やかに指定 FHC の取締役会に申告しなければならない<sup>20</sup>。

<sup>10</sup> FHCA 第 13 条及び第 20 条を参照。

<sup>11</sup> 「12% 支配者(12% Controller)」の定義については、FHCA 第 11 条(2)を参照。

<sup>12</sup> 「20% 支配者(20% Controller)」の定義については、FHCA 第 11 条(2)を参照。

<sup>13</sup> 「間接支配者(Indirect Controller)」の定義については、FHCA 第 11 条(2)を参照。

<sup>14</sup> FHCA 第 14 条及び第 21 条を参照。

<sup>15</sup> 「信用供与(credit facility)」の定義については、FHCA 第 2 条(1)を参照。

<sup>16</sup> FHCA 第 28 条(1)を参照。

<sup>17</sup> 「エクスポージャー(exposure)」の定義については、FHCA の別表を参照。

<sup>18</sup> 「実質株主グループ(substantial shareholder group)」、「金融グループ(financial group)」、「取締役グループ(director group)」、「第三者シングルカウンターパーティグループ(third party single counterparty group)」の定義については、FHCA の別表を参照。

<sup>19</sup> FHCA 第 28 条(2)を参照。

<sup>20</sup> FHCA 第 29 条(1)を参照。

## (iii) 持分投資の制限

一定の例外を除き、MAS は、指定 FHC が取得又は保有できる一社に対する持分投資 (equity investment)<sup>21</sup>の金額を制限することができる<sup>22</sup>。

## (iv) 会社に対する投資

一定の例外を除き、指定 FHC は、MAS の事前承認なしに、いかなる会社の主要持分 (major stake)<sup>23</sup>を直接的又は間接的に取得し又は保有することはできない<sup>24</sup>。

## (v) 不動産

一定の例外を除き、指定 FHC は、所在地を問わず不動産 (immovable property)<sup>25</sup>に対する持分又は権利を取得し又は保有することができない<sup>26</sup>。

## (5) 資産及び資本要件

(i) 流動資産<sup>27</sup>

MAS は、(a)指定 FHC 及びその FHC グループの活動から生じるリスク及び MAS が関連すると考えるその他の要因を考慮し、指定 FHC が保有すべき流動資産の最低額又は金額に関して要件を設定することができ、また、(b)指定 FHC が保有すべき流動資産又は流動資産の種類を制限することができる<sup>28</sup>。

## (ii) 最低資本要件

指定 FHC は、シンガポールで設立等された銀行又は認可保険会社を子会社として有する場合、それらが銀行法 (Banking Act) 又は保険法 (Insurance Act) に基づき保有することが義務付けられている払込資本 (paid-up capital)<sup>29</sup>の最高額以上の最低払込普通株式資本 (minimum paid-up ordinary share capital) 及び資本金 (capital funds)<sup>30</sup>を有することが求められる<sup>31,32</sup>。

<sup>21</sup> 「持分投資 (equity investment)」の定義については、FHCA 第 30 条(5)を参照。

<sup>22</sup> FHCA 第30条を参照。

<sup>23</sup> 「主要持分 (major stake)」の定義については、FHCA 第 31 条(10)を参照。

<sup>24</sup> FHCA 第31条を参照。

<sup>25</sup> 「不動産 (immovable property)」の定義については、FHCA 第32条(5)を参照。

<sup>26</sup> FHCA 第32条を参照。

<sup>27</sup> 「流動資産 (liquid asset)」の定義については、FHCA 第34条(11)を参照。

<sup>28</sup> FHCA 第34条(1)及び(2)を参照。

<sup>29</sup> なお、「払込資本 (paid-up capital)」には自己株式は含まれない (FHCA 第 35 条(9)を参照。)

<sup>30</sup> 「資本金 (capital funds)」の定義については、FHCA 第2条(1)を参照。

<sup>31</sup> FHCA 第35条(1)及び(2)を参照。

<sup>32</sup> FHCA 第35条(2)を参照。

指定 FHC は、MAS の承認なしに、その払込資本(paid-up capital)の減少を行うことや自らが発行した株式を自己株式(treasury shares)として保有するために購入し、又は、その他の取得を行うことが禁じられている<sup>33</sup>。

さらに、MAS は指定 FHC に対し、指定 FHC 及びその FHC グループの活動から生じるリスク及び MAS が関連すると考えるその他の要因を考慮し、MAS が適切と考える金額及び方法により、シンガポールにおける払込資本(paid-up capital)及び資本金(capital funds)を維持するよう求めることができる<sup>34</sup>。

(iii) 自己資本に関する事項

MAS は、指定 FHC に対し、同社が主要持分を保有している一社又は複数社との連結ベースで、MAS が定める様式及び方法により算出した一定の金額以上の自己資本を維持するよう求めることができる<sup>35</sup>。

(iv) レバレッジ比率

MAS は、指定 FHC のレバレッジ比率を、MAS が定める様式及び方法により算出した一定の割合以上にすよう求めることができる<sup>36</sup>。

(6) その他の事項

(i) 監査、検査、及び調査

全ての指定 FHC は、監査人の選任又はその変更について、MAS の承認を得ることが求められる<sup>37</sup>。

また、MAS は、指定 FHC 及び FHC グループ内のその他の金融機関(financial institution)<sup>38</sup>である会社、並びに、それらがシンガポール国外に開設している支店、代理店又は、事務所の帳簿を、秘密保持を条件とし、検査する権限を有する<sup>39</sup>。

さらに、指定 FHC が FHCA の規定に違反していると考えられる理由がある場合、MAS は、指定 FHC 及びその FHC グループ内のその他の会社の帳簿を、秘密保持を条件とし、調査する権限を有する<sup>40</sup>。

(ii) 指定 FHC に対する MAS の監督権限

<sup>33</sup> FHCA 第35条(4)を参照。

<sup>34</sup> FHCA 第35条(3)を参照。

<sup>35</sup> FHCA 第36条(1)を参照。

<sup>36</sup> FHCA 第37条(1)を参照。

<sup>37</sup> FHCA 第39条(1)を参照。

<sup>38</sup> 「金融機関(financial institution)」の定義については、FHCA 第2条(1)を参照。

<sup>39</sup> FHCA 第40条を参照。

<sup>40</sup> FHCA 第41条を参照。

指定 FHC は、自らについて支払不能若しくは債務不履行又はそれらのおそれがある、又は、支払停止があるか若しくは支払を停止しようとしている場合、MAS に対しその旨を速やかに通知しなければならない<sup>41</sup>。

MAS は、以下の場合には、指定 FHC の業務を指導し又は引き継ぐ一般的な権限を有する<sup>42</sup>。

- (a) 指定 FHC が、支払不能若しくは債務不履行又はそれらのおそれがある、又は、支払を停止した若しくは停止しようとしていることを MAS に通知した場合
- (b) 指定 FHC が、支払不能、債務不履行、又は、支払を停止した場合
- (c) 指定 FHC が、支払不能若しくは債務不履行又はそれらのおそれがある、支払を停止しようとしている、又は、FHCA のいずれかの規定に違反したと MAS が判断した場合
- (d) 公共の利益にかなうと MAS が判断した場合

#### 4. FHCA に基づく規制及び通知

FHCA の規定を補完するため、FHCA の下で様々な規則、通知及び通達が発行されている。これらの規則、通知及び通達は、とりわけ、FHC のコーポレート・ガバナンス、投資活動、外部監査人の選任及び資本要件に関連しており、MAS のウェブサイトですべて入手可能である<sup>43</sup>。

弁護士	<u>土門 駿介</u>
弁護士	<u>Henry Tan</u>

## II. 【ファンド】リテール ESG ファンドに向けた ESG 開示・報告ガイドラインの策定

### 1. はじめに

シンガポール金融管理局 (Monetary Authority of Singapore, 「MAS」) は、2022 年 7 月 28 日、ESG リテールファンド向けの開示及び報告ガイドラインに関する通達 (Circular No.CFC 02/2022、「本通達」)<sup>44</sup>を発出し、商品レベルでのグリーンウォッシング<sup>45</sup>のリスクを軽減するために、集団投資スキームに関する法律 (Code on Collective Investment Schemes、「CIS 法」) 及び証券及び先物 (投資募集) (集団投資スキーム) 規則 (Securities and Futures (Offers of Investments) (Collective Investment Schemes) Regulations 2005、「SF (CIS) 規則」) における既存の要件がリテール向けの環境・社会・ガバナンス (environmental, social, and

<sup>41</sup> FHCA 第46 条を参照。

<sup>42</sup> FHCA 第47 条及び第48条を参照。

<sup>43</sup> <https://www.mas.gov.sg/>

<sup>44</sup> <https://www.mas.gov.sg/regulation/circulars/cfc-02-2022---disclosure-and-reporting-guidelines-for-retail-esg-funds>

<sup>45</sup> グリーンウォッシングとは環境配慮をしているように装いごまかす行為を指し、例えば企業が持続可能性へのコミットメントを誇張し又は不明確にすることや、商品の持続可能性に関連する名称と投資目標が一致していないことなどを含む。

governance、「ESG」)ファンド<sup>46</sup>にどのように適用されるかについての期待を表明するとともに、これらのファンドに適用される開示及び報告ガイドラインを公表した。

MASは、ESG 関連投資商品への投資家の関心が国際的に高まっていること、またシンガポールでも ESG 投資に特化したリテールファンドの数が増加していることから、このようなリスクに備える必要があると考えており、本通達は、ESG リテールファンドの開示内容の比較可能性を高め、投資家がより多くの情報に基づいた投資判断ができるようにすることを目的としている。

## 2. 本通達の適用範囲

本通達は、ファンド運用に関する資本市場サービス・ライセンスの保有者全て及び証券先物法 (Securities and Futures Act 2001) 第 289 条に基づき承認を受けた受託者に関して、以下のファンド(「ESG ファンド」)に適用される。

- (i) 主要な投資対象及び戦略として ESG 要素を使用している、又は含んでいること。これは、インパクト投資や ESG 包的投資(広範な又はテーマ別の戦略を含む)など、ESG 要素がスキームの投資資産の選択に大きく影響することを意味するが、スキームがネガティブスクリーニングのみを用いている場合や、単に経済的なリターンを追求するために ESG への配慮を投資プロセスに統合又は組み込んでいるような場合は含まれない。
- (ii) ESG に焦点を当てたスキームであることを表明していること。

本通達は、2023 年 1 月 1 日に発効し、同日以降に MAS に提出される ESG ファンドの目論見書及び同日以降に終了する事業会計年度を対象とする ESG ファンドの年次報告書に対して適用される。

## 3. ファンドの名称について

CIS 法は、ESG ファンドのスキームの名称が適切であり、誤解を招くものであってはならないことを要求している。

本通達によれば、スキームの名称に ESG 関連又は類似の用語(例:「持続可能」、「グリーン」)が使用されている場合、そのようなスキームは投資ポートフォリオや戦略に ESG の重視を実質的に反映し、本通達に準拠しなければならない。スキームの名称が MAS によって ESG 関連であると判断される用語を使用しながら本通達に準拠していない場合、当該名称は不適切なものであると判断される。

MAS がスキームの投資ポートフォリオや戦略が実質的に ESG を重視しているかどうかを評価する際に考慮する要素としては、スキームの純資産価値が主に当該スキームの投資戦略に従って投資されているか否かが含まれる。目安として、通常、スキームの純資産額の少なくとも 2/3 がスキームの投資戦略に従って投資されている

<sup>46</sup> <https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Securities-Futures-and-Fund-Management/Regulations-Guidance-and-Licensing/Circulars/CFC-02-2022-Disclosure-and-Reporting-Guidelines-for-Retail-ESG-Funds.pdf>

ことが基準とされている。

また、MAS は、運用者が個々の資産レベルで、ESG 投資アプローチに従って投資されているスキームの純資産価値の割合を決定することが不可能又は実務的に不可能な場合があることに留意しており、そのような場合には、MAS は、スキームの投資がどのように実質的に ESG に重点を置いているかを目論見書で説明することを運用者に期待している。

#### 4. 開示基準

##### (1) 目論見書

SF(CIS)規則は、目論見書においてスキームの投資目的、フォーカス、アプローチ、及び当該スキームへの投資に伴うリスクを開示すること求めている。

本通達に基づき、ESG ファンドの目論見書は以下の事項を開示する必要がある。

##### (i) 投資のフォーカス

- (a) 投資対象スキームの ESG 重点事項(例:気候変動、低炭素フットプリント、持続可能性、温室効果ガス排出量の削減)。
- (b) スキームの ESG 重点事項の達成度を測定するために使用する ESG 基準、方法論又は測定基準(例:第三者又は独自の評価、ラベル、認証)。

##### (ii) 投資戦略

- (a) スキームが ESG へのフォーカスを達成するために用いる持続可能な投資戦略、投資プロセスにおける当該戦略との結びつき及び当該戦略が投資プロセスにおいて継続的にどのように実行されるか。
- (b) 投資選択プロセスにおいて考慮される ESG 基準、測定基準又は原則(例えば気候に焦点を当てたファンドでは、炭素排出量、加重平均炭素集約度、温室効果ガス排出量、炭素関連資産へのエクスポージャーといった気候関連指標)。
- (c) スキームの ESG 重点事項を達成するために使用される資産への資産配分の最低基準。

##### (iii) 参照するベンチマーク

- (a) スキームが ESG 重点事項の達成度を測定するためにベンチマークを利用する場合、当該ベンチマークがどのように投資の重点事項と整合しているか又は関連しているかについての説明。

(b) スキームが財務パフォーマンスの測定のみベンチマークを使用している場合には、その旨の記述。

(iv) リスク

(a) ESG へのフォーカス及び投資戦略に伴うリスク(例:特定の ESG にフォーカスした投資への集中、手法やデータの限界、普遍的な ESG 基準や分類法の欠如、第三者の情報減への依存)。

なお、論見書で使用される ESG 関連の用語は、明確に定義しなければならないとされている。

(2) 年次報告書

ESG ファンドの年次報告書では、以下の事項を開示する必要がある。

- (i) 当該会計期間において、スキームの ESG 重点事項がどのように及びどの程度達成されたかについての説明(前会計期間との比較(もしあれば)を含む)。
- (ii) ESG 重点事項を満たす投資の実際の割合(該当する場合)。
- (iii) ESG 重点事項を達成するためにとった措置(例:ステークホルダー・エンゲージメント活動等)。

(3) 追加情報

ESG ファンド、その運用会社又はインデックス・プロバイダーに関する以下の分野に関する追加情報は、必要に応じ、運用会社のウェブサイト又はその他の適切な方法により投資家又は潜在的投資家に開示されなければならない。

- (i) ESG 重点事項がどのように測定・監視されているか、また、スキームの ESG 重点事項が遵守されているかを継続的に監視するために設けられている内部又は外部の管理体制(ESG 重点事項の達成度を測定するために使用される方法を含む(該当する場合))。
- (ii) ESG データの情報源と使用状況、又はデータが不足している場合に行われた仮定。
- (iii) 投資対象の ESG 関連の特徴に関して実施されたデュー・デiligence。
- (iv) 投資対象である企業の企業行動の形成を助け、スキームの ESG 重点事項の達成に貢献するようなステークホルダー・エンゲージメント・ポリシー(委任状による投票を含む)。

5. 認可スキームへの本通達の適用

MAS は、認可スキームが本通達に準拠しているかどうかを評価する際に、自国の ESG 関連規定に準拠しているかどうかを考慮する。特に、ESG ファンドに該当する UCITS(Undertakings for the Collective Investment in

Transferable Securities) スキームは、EU の持続可能な財務開示規則 (Sustainable Finance Disclosure Regulation) の第 8 条又は第 9 条に該当する場合、本通達の開示基準を遵守しているものとみなされる。なお、UCITS スキームの名称は、本通達の基準に準拠する必要がある。

## 6. おわりに

MAS は今後も ESG 投資の動向を注視し、必要に応じて本通達を更新・補足するものと思われる。本通達は、MAS のシンガポールにおけるグリーン・サステナブル金融戦略の 1 つの施策に過ぎず、MAS のウェブサイト<sup>47</sup>ではより詳細な情報が掲載されているため、必要に応じて参照されたい。

弁護士	<u>山本 純代</u>
弁護士	<u>Dahlia Ho</u>

---

<sup>47</sup> <https://www.mas.gov.sg/development/sustainable-finance>

- 
- 本ニュースレターは、DOP 法律事務所と共同で作成しています。当事務所のシンガポールオフィス (Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)は、DOP 法律事務所と Formal Law Alliance による提携を行っております。Formal Law Alliance において、当事務所シンガポールオフィスと DOP 法律事務所は、各事務所がプラクティスできる資格を有する業務を行います。シンガポール法にかかる事項については DOP 法律事務所の弁護士がアドバイスを提供いたします。
  
  - ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記編集者までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。  
弁護士 長田 真理子([mariko.nagata@amt-law.com](mailto:mariko.nagata@amt-law.com))  
弁護士 レオン ライアン([leon.ryan@amt-law.com](mailto:leon.ryan@amt-law.com))  
弁護士 デイビッド オン ([david.ong@amt-law.com](mailto:david.ong@amt-law.com))  
弁護士 ジュンウェン リー ([zhunwen.lee@amt-law.com](mailto:zhunwen.lee@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。